



第6号

つうしん
通信

★「トトリ」は朝鮮語で「どんぐり」を意味します

http://musyokanetaichi.blog.fc2.com
kwangsin0322@gmail.com
0562-97-1815



ひとりひとりが
手をとりあって…



2013. 1. 21 発行

『裁判に向けて』

朝鮮高校無償化ネット愛知
事務局長 山本 かほり



12月末に発足した安倍政権が、早速、朝鮮高校への「無償化」不適用を発表しました。予想していましたが、現実となると、何とも言えない怒りと悔しさがこみあげてきます。下村文科大臣のコメントに「子どもたちには罪はなく、民族差別をするつもりはない」とありますが、これが差別ではなくて何でしょうか？

愛知朝鮮高級学校（愛知朝高）の生徒と卒業生は「泣き寝入りはしない！」と自らが原告となり、国を訴える決心をしました。1月24日15時、名古屋地方裁判所に提訴します。みなさまの幅広い支援をお願い申し上げます。

しかし、ここに至るまでの道のりは決して平坦ではありませんでした。原告となる生徒、卒業生はもちろん、その保護者、そしてかれらを支える朝鮮学校関係者にとって重い決断だったと思います。一緒に活動してきた私たちも「生徒・学生たちを原告にしているのだろうか？」と苦しみ悩んできました。

私自身、当初はもっと「あっさりした裁判」はできないだろうか？つまり、審査が停止していることの違法性、または判断を保留していることの違法性を問うものではないのだろうか？と素人考えで思っていました。生徒や学生たちを「運動」に直接的に巻き込むことに大きな抵抗があったからです。

しかし、時間の経過とともに問題は大きくこじれはじめ、大阪、東京をはじめとする自治体の補助金停止という事態にまで発展しはじめました。この過程で問題とされたのは、朝鮮学校と朝鮮総連との関係、朝鮮学校と朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮）との関係です。下村文科大臣の説明にもこれらがあげられ「国民の理解を得られない」と結論づけています。

これらの批判は、朝鮮学校を没歴史的に批判しているにすぎません。そもそも、なぜ総連や朝鮮と関係をもっていることが「悪」なのか？という説明はなく、日本社会に蔓延する「拉致情緒」の中で、日本政府の差別を正当化しているにすぎないのです。

したがって裁判では民族教育を受ける権利を主張し、そして朝鮮学校が総連や朝鮮と関係をもつことがなぜいけないのか？そのことで、どうして当然受けられるべき権利（就学支援金支

給）まで剥奪されなくてはいけないのか？を正面から問うてほしいと私は思うようになりました。

そして、原告候補たちの保護者にもそのようなメッセージを送ってきました。当事者たちは何度も話し合いを重ね、原告となる子どもにも向き合い、今、大きな決断をして、裁判に臨もうとしています。最後まで支援をする覚悟でいます。

しかしながら、私に迷いが無いわけではありません。支援活動に関わりながら、支援をする私たちの役割は何だろうか？と自問自答し続けています。今回の問題の根底には日本に植民地主義がいまだ根強く残っていること、それに対しては常に自覚的でないといけないと思っています。しかし、「植民地責任」「日本の戦後責任」という枠組みの中のみで、若い原告たちに向き合おうとすると、それはそれで、かれらの日常や現実を無視することにつながるかという懸念をもっています。

そんな思いもあり、2011年秋から週一回、愛知朝高を訪問させていただき、かれらの日常に触れる機会をいただいています。そんな中で実感として分りはじめたのは、朝鮮学校が生徒たちにとって「すっきりと朝鮮人であることができる場所」であるということです。日本社会からの暴力はあるにしても、学校は生徒たちにとって「安全な家 (safe home)」であり、そこで、かれらは日本社会にこびることなく、堂々と朝鮮人として生きる力をつけているということです。原告たちが守りたいのは、そんな朝鮮学校であるのだということもわかりはじめました。そんなかれらの「明るさ」(肯定的なアイデンティティ)を支え、そしてさらに引き出すことができるような支援のあり方はないだろうか？と模索を続ける日々です。

また、私は、「事務局長」という立場でありながら、どこか「市民」にも「運動」にも懐疑的です。運動が主張する「正しさ」にも懐疑的です。こんな私が事務局長でいいのだろうか？これまた迷いが多い日々ですが、決して、原告たちの日常や現実から乖離しないような活動を展開し、息切れしないように腰を据えて裁判を支え続けたいと思っています。

幅広く、層が厚い支援、再度、よろしくお願いします。

就学支援金不支給国家賠償請求裁判について

弁護士事務所 長 表明玉

☆1月24日、名古屋地方裁判所へ提訴！

昨年12月28日、下村博文文部科学大臣が朝鮮高校への「無償化」不適用を決定、朝鮮高校生への就学支援金支給の根拠省令も改正すると発表しました。

この事態を受けて、愛知朝鮮高級学校の2010年度(高校無償化開始年度)の学生5名が、司法による救済を求めて、名古屋地裁に国家賠償請求訴訟を提起しました。

☆国家賠償請求裁判です

日本政府は、就学支援金制度開始以来、朝鮮高校生を、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)との関係という政治・外交上の理由で、学びの支援から排除し続けています。このような政府の行為は、憲法及び子どもの権利条約、人種差別撤廃条約などの国際人権諸条約に違反しているとして、国に対して、朝鮮高校生の被った精神的苦痛に対する慰謝料を求めます。また、裁判では、今回の排除の違法性を、植民地と在日朝鮮人差別の歴史の文脈からも明らかにしていきます。

☆平等権・学習権・人格権侵害を訴えます

- ① 平等権侵害 就学支援金は、中華、韓国、ブラジル学校など朝鮮学校以外の外国人学校の生徒には、国同士の関係の問題にすることなく支給されています。朝鮮学校の生徒であるという一事をもって、他の高校生と差別することは、憲法の保障する平等権の侵害です。
- ② 学習権侵害 高校無償化法は、外国人学校の生徒も支援の対象とすることで、マイノリティの学習権を具体化した法律です。どの民族、どの国の子どもにも、民族の言葉と歴史、自国の価値観を知り、学ぶ権利があります。北朝鮮との外交関係を理由とする就学支援金の不支給は、朝鮮高校生の学習権を侵害するものです。
- ③ 人格権侵害 この間弁護士は、原告達とミーティングを重ねてきました。年齢、価値観、将来の希望など、十人十色の原告たちが共通して話してくれたこと、それは、「朝鮮学校で私(僕)は朝鮮人になった」「朝鮮学校では臆せず自分でいられる」ということです。自分たちのアイデンティティにつながる大切な居場所としての朝鮮学校が、偏見で見られる悔しさ、悲しみ、怒り、そして不安—ある原告は、「まるで自分たちが日本で戦争を起こすとも思われているみたい。ただの高校生なのに」と、朝鮮高校生であることを人に話すときの恐怖、葛藤を吐露しました。裁判では、朝鮮学校への偏見を助長した国の行為が、原告達の尊厳を傷つけたことを明らかにしていきます。

☆裁判が目指すもの

原告達が求めるものは、朝鮮人と日本人がともに歴史を見すえ、互いを認めあえる社会であり、その出発点として、朝鮮の子ども達がのびのび学べる社会です。原告達の切なる思いを確かに伝え、またその思いに一番に応える弁護士団でありたいと思います。



010111のこえ

オモニ

どうして私達が裁判をする必要があるのでしょうか？日本に住む全ての人達が幸せになる権利があるはずなのに。なぜ、韓国学校、中華学校はOKなのに私達だけは適用されないのでしょうか？これは差別であり平等権の侵害です。日本で当たり前のように勉強したり部活したり子供たちは自由に学ぶ権利がある。それを奪われているのです。人格権侵害、学習権侵害で大人に対して子供が要求できる法律があり精神的苦痛や差別などを表面化していくことで子供が原告になり国を相手に国家賠償請求訴訟（裁判）を行うのです。これはどういうことでしょうか？子供が原告。私達の代表として大きな決断をし、どんな苦痛を味わったのかを詳しく説明するそうです。みんなの代表として。子供・身内・知り合いが原告になったらどうしますか？私は弁護団の先生方のお話を聞き、この裁判の重さ、重要性などを感じ勝つために何をしたらいいか。プライバシーは守られるのか。どれくらい期間がかかるのか。反対側の圧力など不安だが具体的にどうしたらいいかなど、たくさんの質問が出る中、今まで本当に意識が低かったことを恥じました。

まずはこちらサイドにおいてプライバシーは守る、外部に絶対に情報を漏らさない、自分の子供が原告に立ったらと常に考えて行動する、ネットなどに載せない、小さな情報やちょっとした悩みや原告と関連させられるようなことも絶対に載せない。これが原告を守ることになる。原告がひとりにならないようみんなで協力し、最後まで関心を持ち報告、会合、傍聴、宣伝をして裁判官（日本社会）に訴える。そして合理的、論理的にきちんと判断して頂き、高校無償化裁判を勝ち取りましょうと弁護士の先生はおっしゃいました。

ウリハッキョに関わる全ての人達がこの裁判についてより深い関心を持ち理解をし、一人でも多くの人に話をして勝つために団結し日本の方にも理解を広げていくことが大切だと。「勝ち取ることが出来れば幼・初・中・高全てのウリハッキョに関わる人に光が差し利益をもたらす」この言葉が印象的でした。私はこの光を見たいです。不安がいっぱいですが、具体的に何をすればいいのかわかりませんが、何でもやりますしどこへでも行きます。誰にでも声をかけて理解をしてもらえらるまで話をし、必ず勝ち取ります。

愛知朝鮮中高級学校オモニ会 徐由美

「無償化裁判」訴訟決起集会のお知らせ

■日時 2013年3月24日(日)
10:30~13:00

金明俊さん(ドキュメンタリー映画「ウリハッキョ」監督)が韓国から参加されます!

■場所 千種区役所 2階講堂
名古屋市営地下鉄 池下駅2番出口すぐ

※駐車場はありません。公共交通機関でお越しください。

正面玄関からの入場はできません。東側の休日専用入口からご入場ください。

■内容 経過報告、学生による公演ほか

■共催 愛知朝鮮学園、朝鮮高校無償化ネット愛知



裁判支援金カンパのお願い!

朝鮮高校生への就学支援金の支給実現にご協力お願いします★

「朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知」は、朝鮮高校生への差別をなくし、すべての子どもが平等に学ぶことのできる社会を目指して、このネットワークをつくりました。

この度、愛知朝鮮高級学校の生徒と卒業生は、自らが原告となり、高校無償化制度から排除されたことを訴える「国家賠償請求裁判」を行うことになりました。

子どもたちが原告になるということはどういうことでしょうか…

どうかみなさま、共に考え、共に行動してください。

今後、裁判を進めていくにあたって、たくさんの費用がかかります。(裁判支援金にはこの裁判を多くの人に知らせるリーフレット・チラシ・裁判資料等の作成費、通信費、原告裁判参加費、裁判実務費などが含まれます。)みなさまに裁判支援金のカンパをお願いします。

みなさまの力で朝鮮学校の子どもたち、すべての子どもたちに明るい未来を!!

【郵便振替払込口座】

加入者名：朝鮮高校無償化ネット愛知
口座番号：00810-9-198143

ひとりひとりが
手をとりあって…



今号のTweet…

裁判はたいへん力のいることですが、今まで朝鮮学校が不当に「開示」を求められ続けられてきたのとは異なり、「国民の理解」を口上に逃げ続けてきた国の側に無償化除外の根拠を問うという、攻守が逆になる大きなチャンスとも言えます。多くの方の支援をどうぞよろしくお願いします。(さ)

朝鮮高校無償化ネット愛知事務局連絡先

〒470-1168
愛知県豊明市栄町南館55
学校法人愛知朝鮮学園内
朝鮮高校無償化ネット愛知
Tel: 0562-97-1815 Fax: 0562-97-1829
e-mail: kwangsin0322@gmail.com